

新居浜工業高等専門学校国立大学法人愛媛大学と独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校との教育研究連携協力における連携推進運営委員会に関する要項

平成17年要項第3号

(趣旨)

第1条 この要項は、「国立大学法人愛媛大学と独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校との教育研究連携協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）第2項の規定に基づき設置された「連携推進運営委員会」（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 委員会は、協定書に掲げる共同事業の企画、調査及び評価を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、国立大学法人愛媛大学（以下「甲」という。）の長及び独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校（以下「乙」という。）の長が指名する教職員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2 委員長には、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(事務)

第5条 委員会の事務は、甲の経営企画部総務課及び乙の総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成17年9月27日から施行する。